

別紙

諮問第1056号

答 申

1 審査会の結論

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定による届出書(平成24年度第178号)」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「(仮称)〇〇マンション(建築主:〇〇、〇〇、建築敷地の地名地番:〇〇区〇〇〇-〇-〇)についてエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく文書一式(決裁文書等を含む。)」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、東京都知事が平成28年9月28日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 条例の前文では、条例における解釈及び運用の基本原則として、情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが条例の趣旨であると考えられる。

イ 知事は、平成28年9月28日付の一部開示決定で、著作権法(昭和45年法律第48号)18条1項(以下「公表権の侵害の規定」という。)を根拠に条例7条1号(以下「法令秘の規定」という。)を適用している。しかしながら、都に提出される申請書、意見書等の、ありとあらゆる文書に著作権があり、かつ、未公表であるものがほとんどである。公表権の侵害の規定を理由に法令秘の規定を安易に適用することを許すと、

「情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保すること」が不可能となる。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張は、以下のとおりである。

(1) 特定した公文書の性質

開示請求に対して特定した公文書は、平成 24 年 10 月 9 日にエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）75 条 1 項前段の規定により所管行政庁である知事宛てに届け出られた書類である。

省エネ法 75 条 1 項前段では、一定規模以上の建築物の新築、増築、改築、修繕等を行う場合に、当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置などを所管行政庁へ届け出なければならない旨を規定していた。

なお、平成 27 年 7 月に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）が制定され、平成 29 年 4 月に施行されたことにより、省エネ法 73 条から 76 条までは削除されている。現在は、これらの規定において義務付けられていた届出等は、建築物省エネ法において義務付けられている。

(2) 非開示部分及び決定の理由

ア 印影について

印影を公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあることから、条例 7 条 4 号に定める非開示情報に該当する。

イ 設計者作成図面について

建築設計図書の著作物性については、平成 11 年判決（大阪地方裁判所平成 11 年（ワ）第 3635 号）において、「建築設計図書は、（略）知識と技術を駆使して作成されたものであり、いずれも表現に創作性を有するものと認められるから、『地図又は学術的な性質を有する図面、図表その他の図形の著作物』（著作権法第 10 条第 1 項第 6 号）に該当するものといえる」と判示している。そのため、本件公文書は、設計会社の培

った技術的情報及び手法を用いて作成されたものであり、創造性が見受けられるため、著作物に該当すると考えられる。

なお、本件公文書は建築基準法関係規定によっても公表されていないものである。

著作権法では、同法 18 条 3 項において「著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。」と規定されており、また、同項 3 号において「その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体又は地方独立行政法人に提供した場合（開示する旨の決定のときまでに別段の意思表示をした場合を除く。）、条例の規定により当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が当該著作物を公衆に提供し、又は掲示すること。」と規定されている。

本件については、別段の意思表示があったため、同法 18 条 1 項に規定する著作権者の公表権を侵害することから、条例 7 条 1 号に該当する。

なお、これらの情報が条例 7 条 1 号に該当することは、平成 29 年 11 月 16 日付東京都情報公開審査会答申第 798 号において示されている。

ウ 建築物の間取りについて

建築物の間取りは、建築内部の配置、各戸への出入口、階段の位置など、具体的な建物の内部の状況が記載されているものであり、これを公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすことがあることから、条例 7 条 4 号に該当する。

なお、これらの情報が条例 7 条 4 号に該当することは、平成 24 年 11 月 1 日付東京都情報公開審査会答申第 587 号、平成 25 年 12 月 5 日付同審査会答申第 637 号及び平成 27 年 9 月 17 日付同審査会答申第 739 号において、繰り返し示されている。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 28 年 12 月 28 日	諮問

平成30年 1月29日	新規概要説明（第186回第二部会）
平成30年 2月19日	審議（第187回第二部会）
平成30年 3月27日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 4月24日	審議（第188回第二部会）
平成30年 5月28日	審議（第189回第二部会）
平成30年 6月18日	審議（第190回第二部会）
平成30年 7月24日	審議（第191回第二部会）
平成30年 9月28日	審議（第192回第二部会）
平成30年10月23日	審議（第193回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 省エネ法75条1項前段の規定に基づく届出について

省エネ法は、石油危機を契機として制定され、その1条において、内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保と、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするとともに、同法2条において燃料並びに熱及び電気をエネルギーと定めている。省エネ法が直接規制する事業分野の一つである住宅・建築物については、その対象規模等に応じて、同法75条1項又は75条の2に基づく届出が必要である旨定めている。

なお、建築物省エネ法が平成 29 年 4 月から施行されたことにより、省エネ法 73 条から 76 条までは削除され、この建築物省エネ法において届出書の提出が義務付けられている。

イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「(仮称) ○○マンション (建築主：○○、○○、建築敷地の地名地番：○○区○○○-○-○) についてエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく文書一式 (決裁文書等を含む。)」の開示を求めるものである。実施機関は、本件開示請求に対し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律75条1項前段の規定による届出書 (平成24年度第178号) を対象公文書として特定し、このうち設計者作成図面について条例7条1号、作成図面のうちの建物の間取り及び印影について条例7条4号にそれぞれ該当することを理由として、当該各部分を非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例7条1号は、「法令及び条例…の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関…の指示等により、公にすることができないと認められる情報」を非開示情報として規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

エ 本件対象公文書のうち設計者作成図面の条例7条1号該当性について

(ア) 著作権法に基づく著作物該当性について

本件一部開示決定について、審査請求人は、著作権法上の公表権の侵害を理由に法令秘の規定を安易に適用することとなると、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することができなくなる旨主張する。これに対し、実施機関は、本件対象公文書のうち設計者作成図面については、著作権法に基づく著作物に該当し、かつ、公表されていないものであると説明する。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、このうちの非開示部分である設計者

作成図面は、専門的知識と技能を有する設計者が、知識と技能と蓄積された経験に基づき、建築主等の意向を盛り込みながら、建築的技術手法を駆使して調整し、創作的に表現したものであるということができ、その表現には創意工夫が認められる。

したがって、当該非開示部分は、著作権法2条1項1号及び10条1項6号に規定する著作物に該当すると認められ、同法18条1項に規定する著作者人格権としての公表権及び複製権や頒布権などの著作権に含まれる各権利は、全て著作者である設計者に帰属する。

また、設計者が作成する図面等設計図書は、意匠設計図、構造設計図及び設備設計図から構成されるが、いずれも一般的に公衆に提供することを予定しているものではなく、設計者が設計委託者に対し部数を限って提供するのが通例で、設計図書の公表は想定しておらず、また、設計者及び委託者において非開示とした当該図面等を一般に公表していることをうかがわせるような事実は認められない。

したがって、本件設計者作成図面は、著作権法18条の未公表著作物に該当すると認められる。

(イ) 公表権と情報公開制度との調整について

- a 著作権法は、公表権と情報公開制度の適用について調整を図っており、同法18条3項3号において、まだ公表されていない著作物を地方公共団体に提供した場合、情報公開条例の規定による当該著作物の公衆への提供、提示について、著作者が同意したものとみなす旨定める一方、かっこ書において、開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除くとしている。

実施機関は、本件非開示部分である設計者作成図面について、著作者である設計者が、第三者への開示に同意しない旨の意思を示している旨説明する。

これを踏まえて審査会で検討するに、当該説明における著作者の意思は、同条同項3号にいう別段の意思表示に該当すると考えられることからすると、当該非開示部分については同号が適用されず、実施機関は当該非開部分である設計者作成図面を公衆に提供、提示することができないと解するのが相当である。

- b 公表権の適用除外に関し、著作権法18条4項3号から5号のいずれかに該当するときは、未公表の著作物であっても著作者は公表権を有せず、地方公共団体

は条例の規定により未公表の著作物を提供し、又は提示することができる」と規定していることから、本件非開示部分がこれらの定めに該当するかについて、以下検討する。

同条4項3号は、条例の規定により、未公表の著作物のうち、行政機関情報公開法（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）5条1号ロ又は同条2項ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものについて、同項4号は、条例の規定により、未公表の著作物のうち、情報公開法5条1号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものについて、公衆に提供し、提示するときは、それぞれ著作権法18条1項の公表権の規定は適用しないとしている。

また、同項5号は、条例の規定により、未公表の著作物のうち、情報公開法7条の規定に相当するものにより公衆に提供し、提示するときは、同じく公表権の規定は適用しないとしている。

審査会が本件非開示部分を見分したところ、条例7条2号ただし書ロあるいは3号ただし書に該当する部分、及び条例7条2号ただし書ハに該当する部分は見当たらない。また、本件非開示部分につき、条例9条が定める公益上の理由に相当する特段の事情も見当たらないことからすると、本件非開示部分については、著作権法18条4項3号、4号及び5号の規定に該当しないものと認められる。

以上のことから、未公開の著作物である本件設計者設計図面は、著作権法18条3項及び4項の規定が適用されず、同法同条1項の規定に基づき、著作物が公表権を有する著作物に該当し、条例7条1号に規定する情報であると認められるため、非開示が妥当である。

なお、実施機関は、本件設計者設計図面のうちの間取りについて条例7条4号に該当するとしているが、上記のとおり、当該設計図面は間取りも含めて同条1号に該当すると判断したものであり、同条4号該当性を論ずるまでもない。

オ 本件対象公文書のうち印影の条例7条4号該当性について

本件対象公文書のうち印影については、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつ

き相当の理由がある情報であると認められることから条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二